

IV 学 校 教 育

Ⅳ 学 校 教 育

1 人権教育

同和問題をはじめとする様々な人権問題を一日も早く解決し、「全ての人が尊重される社会」を作るためには、市民それぞれが生涯を通じて人権の意義やその重要性を理解し、人権尊重の心を育み、態度や行動に結び付けることが重要である。

このことは、人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

本市教育委員会は、「堺市同和教育基本方針」等を踏まえ、平成12年3月（平成14年4月改定）に、人権教育を総合的・計画的に推進するための「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を策定し、人権尊重意識を普遍化し「人権擁護宣言都市」にふさわしい人権文化に満ちあふれた都市の活性化を実現するため、学校園、家庭、地域、職場などの全ての生活の場や機会を捉えて、人権教育・人権啓発の推進を図ってきた。従来の「人権教育基本方針」と「人権教育推進プラン」を整理統合し、令和3年6月に策定した「人権教育推進方針」に基づき、人権教育・人権啓発を一層推進する。

また、本市では、平成17年4月（令和4年3月改定）の「堺市人権施策推進計画」策定に伴い、その実施主体である「堺市人権施策推進本部」に「教育部会」を設置し、教育委員会として学校教育・社会教育に係る施策を積極的に推進している。

更に、各学校園においては、平成20年に文部科学省から出された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」や、本市の教育の充実に向けた基本的な方向性を定めた「第4期未来をつくる堺教育プラン」（令和8年2月策定）の理念を踏まえ、豊かな人権感覚を持つ次代を担うこどもたちを育むための取組を推進している。

（1）学校園における人権教育の推進

- ① 各学校園の人権教育年間計画を基に、「人権教育教材集・資料」、「指導資料（人権教育研修動画・学習指導案）」及び「堺市人権教育ハンドブック」等を積極的かつ有効に活用しながら、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、幼児児童生徒の豊かな人権感覚の育成を図る。
- ② 各学校園の実情や幼児児童生徒の実態及び地域や家庭の生活に存在する人権問題等の実態を踏まえ、指導資料の作成やその教材化に努める。

（2）教職員に対する研修

- ① 令和3年6月に策定した「人権教育推進方針」を基にした人権教育の授業実践を進め、教職員の人権意識の高揚と実践力の向上を図るための研修を実施する。
- ② 基本研修（初任者・発展研修、新規採用者研修、経験者研修、専門研修等）及び管理職研修、課題別研修等において、同和教育をはじめこどもの人権についての教育、ジェンダー平等教育、障害者理解教育、在日外国人・国際理解教育、福祉教育、性的指向及び性自認に関する人権についての教育等様々な人権に関する教育についての研修を拡充し実施する。
- ③ 堺市人権教育研究会及び堺市在日外国人教育研究会等と連携し、各学校園の人権教育に関する実践の交流を進め、人権教育の深化・充実に努める。

（3）保護者等への啓発

PTAを対象とした講座及び研修会の開催並びに人権ナビの発行等を通して、人権教育について保護者等への啓発を進める。

2 幼児教育

すべての幼児を対象とした幼児教育の一層の充実を図り、これからの時代を生きる力の基礎をはぐくむため、本市における幼児教育の基本的方向性を示す「堺市幼児教育基本方針（改定版）」（令和2年6月策定）に基づき、諸施策に取り組んでいる。また、令和2年度に、堺市教育センターに新設された能力開発課内に幼児教育センター機能を備え、公民すべての保育者を対象とする研修の実施や、教育・保育施設に対する助言・相談等に取り組んでいる。

（1）幼児教育の基本理念とめざす方向

幼児期は、周囲からの愛情ある関わりの中で安心感に支えられ、自発的な活動としての遊びを通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、適切な教育環境を整え、幼児の心身の調和のとれた発達を促すことが重要である。

- 遊びを通しての総合的な指導を行う中で、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を一体的にはぐくむ。
- 就学前教育・保育施設と小学校とが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、発達と学びの連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- 「自分のよさを知り、人とのつながりを大切にする気持ちをはぐくむこと」「自ら興味をもって様々な活動に取り組む意欲をはぐくむこと」「目標に向けて努力する粘り強さやチャレンジする力をはぐくむこと」「地域の人と関わり、地域の文化や伝統の豊かさに気づく力をはぐくむこと」を大切に教育・保育を進めることで、しなやかでたくましい「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成をめざす。

（2）幼児教育の推進にあたっての基本姿勢

先に示した基本理念のもと、「生活や遊びを通して、しなやかでたくましく生きる力の基礎をはぐくむ」ことを本市の幼児教育推進の基本目標とし、以下の基本的方向性を定め、幼児教育を推進する。

- ① すべての幼児に対する質の高い幼児教育
自発的な活動である遊びを通して、幼児期にはぐくみたい資質・能力を総合的にはぐくむため、保育者のさらなる資質・能力の向上や、施設間の連携・相互理解を図る。
- ② 豊かな人権感覚の育成
こどもたちがたくさんの愛情を注がれながら、人との関わりを深める中で、人権感覚の基礎となる自尊感情をはぐくむとともに、自分も周囲の人々も大事にし、互いを尊重しあえる心を育てる。
- ③ こども一人ひとりを大切に、安心できる集団づくりを進める
生活環境や個々の特性、発達段階などの違いを踏まえ、幼児理解に基づく一人ひとりに応じた教育や支援を行うとともに、こどもたちが互いを認め合い、安心できる集団づくりを進める。
- ④ 発達と学びの連続性を踏まえた、小学校教育への円滑な接続
小学校において、幼児期の育ちや学びを踏まえた教育活動が実施されるようにする。また、就学前教育・保育施設と小学校との交流を充実させる。
- ⑤ こどもと家庭・地域が共に育つ「横にひろがる教育」
保護者の学びの支援や、地域における子育て相談、未就園・未入所の保護者の交流の場の提供などを充実させる。

（3）幼児教育の推進に向けた主な取組

本市の幼児教育のさらなる充実を図るため、以下の取組を実施する。また、公立園を核とする研究実践の推進とその成果の発信、幼児教育に関する情報提供などを行っている。

- ① 研修の充実
 - すべての園種を対象とした研修
幼児教育の質の向上と幼保小の円滑な接続のための実践事例や考え方を示した「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の普及啓発や、各施設の次代を担う人材の育成を目的として、堺市教員育成指標に基づいた幼児教育研修や幼児教育実践交流セミナーなどを実施する。
 - 幼児教育アドバイザー等派遣事業（園内研修支援）
多様な専門家や経験豊富な元園長等を「堺市幼児教育アドバイザー」として登録し、施設の多様なニーズに応じて派遣し、園内研修の充実を図る。

② 幼保小接続の強化

○幼保小合同研修会

就学前教育・保育施設と小学校の教職員が互いの教育・保育内容に対する理解を深め、発達の連続性を踏まえた教育・保育の推進を図るため、近隣の学校園でのグループ討議や、就学予定の小学校と就学前教育・保育施設の個別情報交換など、幼保小合同研修会の充実を図る。

○「ワクワクひろば事業」

小学校に対する興味・関心・期待感がもてるよう、校区内の就学前教育・保育施設に在籍する就学前5歳児と小学生が小学校施設を活用した交流活動を行う。各小学校主体で、学校行事、授業参観、給食体験等を実施する。

○幼保小接続支援事業

円滑な幼保小接続に向けた学びの連続性を確保するため、研修支援等を行い、接続カリキュラム等、日々の授業や保育の充実・発展に生かす取組を推進する。実施校には、専門家派遣のための謝礼金を支援する。

○堺市共通版「架け橋期のカリキュラム」の試行をとおした各校区における連携・接続の充実

地域の就学前教育・保育施設と小学校との継続的な連携・接続を促進するため、令和8年度は、各校区の架け橋連携グループ（小学校と近隣の就学前施設で組織）にて、堺市共通版「架け橋期のカリキュラム」を試行する。互いの保育や教育について相互理解を図りながら、話し合いや実践を重視した取組を行う。また、各校区における共通版カリキュラムの試行状況の把握や、取組促進に向けた方策の検討、実践事例の蓄積等を行う。

○「さかいっこかけはし通信」の発行

架け橋連携グループにおける取組の好事例や、架け橋期の保育や教育のポイントなどを「さかいっこかけはし通信」として発信する。

③ 一人ひとりの幼児に応じた教育の推進

○特別支援教育に係る巡回相談

発達障害等に関する専門的な知識・技能を有する専門家を園に派遣し、配慮を要する幼児に対する支援について、教職員への指導助言を行う。

○個別支援ファイル「あい・ふあいる」

支援を必要とするこどもについて、家庭や関係機関と連携し、切れめのない支援ができるようにするため、幼児期からの療育・教育内容を一冊に記録できる、個別支援ファイル「あい・ふあいる」を活用する。

④ 子育ての支援の充実

○就学支援情報の発信「わくわくスタート堺っ子」

就学に向けて家庭での教育を進めるため、就学前5歳児の保護者に入学までの大切なポイントや家庭での取組などをHP等で情報発信する。

○保護者どうしがつながる場づくりや保護者への啓発・相談のための取組

未就園児招待や園庭開放など、保護者がつながる場づくりを進めるとともに、育児相談や育児・親育ち講座などを実施する。また保育者対象に、保護者に対する支援等についての研修や情報交換の場を設ける。

(4) 市内幼児教育・保育施設の状況

○本市の幼児教育・保育施設の内訳

	認定こども園			保育所	幼稚園
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型		
公立	16	0	0	0	4
民間	105	22	4	22	13
計	121	22	4	22	17

○公立幼稚園について

公立幼稚園では、幼児の主体性を大切にし、地域の人々との交流や自然体験・表現活動等を積極的に取り入れながら保育を実施している。また、未就園児招待や子育て相談など、地域のこどもの保護者に向けての子育て支援を行っている。特に、令和2年6月に策定された「堺市幼児教育基本方針（改定版）」に基づき、4園が

研究実践園として位置づけられ、3 年保育、預かり保育を実施。実践的な研究やモデルとしての先導的な役割を担い、研究の成果を広く発信している。

3 義務教育

令和 8 年度は、第 4 期「未来をつくる堺教育プラン」のスタートとなる年度であり、本プランでは、基本的方向性や基本施策の基軸として、3 つの基本的視点「ウェルビーイング」「教育 DX」「新たな学校のあり方」を定めた。これらを踏まえて、今後全ての取組を進める。

超スマート社会（Society5.0）の予測困難な時代において、次代を担うこどもを育成するためには、GIGA スクール構想における ICT の積極的な活用等、新たな時代に対応した取組を推進することが重要となる。こどもたちの健やかな学びを保障し、「誰一人取り残さない」教育を充実させ、個々のこどもが可能性を発揮し、未来の創りてとなるために、豊かな学びを充実する必要がある。

本市教育理念、「ひとづくり・まなび・ゆめ」に基づき、豊かな心の人づくり、確かな学びの形成、ゆめをはぐくむ教育を推進し、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、それぞれのこどもたちが未来を切り拓くことのできる資質・能力を組織的に育成し、家庭や地域と連携しながら、学校園の実情に応じた創意工夫ある魅力的な取組を推進する。

(1) 総合的な学力の育成

本市では、「学習指導要領で示された 3 つの資質・能力を家庭教育や社会教育の場において、様々な主体と協働・連携しながら実生活と結び付けて発揮するもの」を「総合的な学力」と定義している。

① 授業改善の推進

全てのこどもは生まれながらにして有能な学びてであるということも観の醸成に基づく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、こどもの学び方を示した「学びのコンパス」の考え方や、STEAM の視点をはじめとして教科等横断的な視点で探究的な学びを行った各校の実践事例を共有するプラットフォームである「堺 STEAM ブック」を参考にして、授業改善を行い、教職員のこども観、学力観の転換を図る。また、IRT を活用した堺市学力・学習状況調査を実施し、個々のこどもにおける学力の伸びの把握と効果的な取組を実践する。

② 「学校力向上プラン」の作成と継続的な改善

平成 28 年度から「学校力向上プラン」（学校評価書、学力向上プラン、体力向上プランを統合）を作成している。年度途中には全職員で取組の進捗状況の確認を行い、取組の改善をすすめ、年度末には学校園が教育活動やその他の学校園運営の状況についての評価及び学校関係者評価を実施、それらの結果は公表し、次年度の計画に反映する。また、令和 2 年度から、小中一貫グランドデザインの内容（めざすこども像や取組等）を位置づけ、さらに令和 4 年度から、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末活用推進の取組を評価項目に位置づけている。

各学校において、学力調査結果等を活用して、自校の成果や課題を明らかにし、学校の実態や方針に基づいた具体的な改善目標や方策を「学校力向上プラン」にまとめ、学力向上等の取組を推進する。

③ 家庭学習習慣の形成

家庭学習の充実にあたっては、授業のつながりを意識できるよう工夫し、児童生徒用パソコンの持ち帰りや自学自習ノートを活用するなど、こどもが自律的に学ぶ力を育むことができるようにする。また、堺版家庭学習のてびきを作成し、家庭と連携することで、家庭学習の習慣形成と意義の浸透を図る。

④ つまずきがあるこどもへの支援

全てのこどもたちに対する多様な学びの保障として、個々の学力の「のび」を経年で把握し、習熟度別指導等の少人数指導や個別最適化されたデジタルコンテンツなどの提供に努め、学習体制の環境整備に取り組む。

⑤ 学力向上推進事業

○各種調査の実施及び分析

児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図りながら、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。また、各種調査のデータを基に、総合学力プロフィールを作成し、各学校に提供することで、同一集団の経年比較による、検証改善サイクルに取り組む仕組みを構築する。

○学校園への研究支援

各学校園等の個別のニーズに対応した研究支援として、講師招聘や先進校視察、外部講師から研究方法を学ぶ機会の提供、研究会への参加に加え、指導主事の派遣などの支援を行い、総合的な学力の育成を図る。

○学習動画コンテンツを活用した学習支援

基礎的・基本的な学力の定着と家庭学習の充実のため、モデル実施する中学校7校で学習動画コンテンツを活用し、個々のこどもの状況に応じた学習内容の補充や復習を支援する。

○学力向上アドバイザーの派遣

経験豊富な元校長を学力向上アドバイザーとして小学校および中学校に派遣することで、校長がマネジメント力を最大限に発揮し、各校が学力向上の組織的な取組を推進できるよう伴走支援する。

○授業改善の加速に向けた支援

「学びのコンパス」に基づく授業改善の加速を図るため、学びのインフルエンサーの小学校及び中学校への派遣を充実する。

⑥ 堺方式少人数教育及び小学校4から6年における教科担任制の推進

小・中学校に、習熟度別指導を中心とした少人数指導を行う「小学校（中学校）習熟度別指導等加配教員」を配置し、配置校において、児童生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導を充実させ、学力向上のための授業改善を図っている。

また小学校に、各校において担当教員の適性や専門性を生かした専科指導を行う「小学校高学年専科指導加配教員」「小学校高学年教科担任制推進加配教員」「小学校中学年教科担任制推進加配教員」を配置することで、実施校において教科担任制を推進し、担任教員の負担軽減による学校の働き方改革を推進している。

また中学校において、通常の学級在籍数が平均38名を超える学年に対し、「中学校教育支援加配教員」を配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

⑦ 小中一貫教育充実事業

学習指導や生徒指導の傾向や課題をもとに、全43中学校区で、義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」を共有し、各学校において「学校力向上プラン」に位置づけ、めざす子ども像の実現に向けた取組を実施、評価改善し、小中一貫教育を充実させる。

⑧ 子ども堺学・キャリア教育の充実

堺に愛着と誇りを持ち、主体的に社会に参画できるこどもの育成をめざして、身近にある教育資源（歴史・文化・産業・自然・人々）を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、子ども堺学の取組を推進する。

児童生徒が社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要とし、各教科等の特質に応じて、系統的なキャリア教育の充実を図る。

○エキスパート

こどもたちが堺への愛着や誇りを育てることを目的として、各学校が、幅広い分野で活躍している堺ゆかりの専門家を招聘し、自分の将来や職業等について考える機会を作る。

○堺ゆめ授業「ようこそ堺の先輩」

こどもたちが夢や目標の実現に向かって主体的な生き方を考え、行動する能力を育成し、堺への愛着や誇りを持てるように、堺ゆかりの著名人を先輩として招聘し、体験をもとに「夢を持つことの大切さ」などをこどもたちに伝える。

⑨ 家庭と連携した生活習慣の形成

規則正しい生活習慣を身に付け、自分の行動を自分で律する力をつけることができるよう「家での7つのやくそく」について継続して家庭へ啓発を行う。また、「堺版家庭学習のてびき」においても、規則正しい生活習慣を身に付けることの大切さを伝える。

【家での7つのやくそく】

- 1 早寝早起きの習慣をつけよう。
- 2 朝ごはんを毎日食べよう。
- 3 家族との対話を大切にしよう。
- 4 学校に持って行くものを前日に確かめよう。
- 5 宿題など自分から進んで勉強しよう。
- 6 携帯電話やスマートフォン、テレビやゲームの時間を決めよう。
- 7 本を読む時間をつくろう。



十分な睡眠時間の確保が不可欠



生活リズム向上支援
のための取組

⑩ 環境・防災教育の推進

○環境教育の推進

「持続可能な開発のための教育 Education for Sustainable Development＝ESD」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れた本市の環境教育基本方針に基づき、各学校園において環境教育を実施する。家庭や地域と協働し、身近なところから行動できる資質や能力を身につけるため、地域人材等と連携した取組を行い、環境教育を推進する。

○防災教育の推進

防災教育教員研修の実施により、各学校における防災教育推進の中心的役割を担う教員を育成し、各小・中・支援学校における防災教育の充実を図る。また、各教科等における防災教育の推進に向けて、本市作成の指導資料「防災教育指導のてびき」を活用する。地域の防災や防災に関する専門的な知識を有する方を講師とした出前授業やプログラム開発を行う等、防災教育を推進する。

⑪ 英語教育推進事業

○小学校

小学校3・4年生では、文科省発行の小学校外国語活動教材「Let's Try!」を活用して「聞くこと」「話すこと」を中心とした授業を、外国語を通じて言語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮することを目的として行う。また、児童が主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

小学校5・6年生では、教科書を使用し、「聞くこと」「話すこと[やり取り・発表]」に「読むこと」「書くこと」を加え、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるように指導する。また、各学校における目標の達成に向けた指導と評価の改善のために、「CAN-DO リスト」を設定、検証する。

○中学校・高等学校

小学校での学習をふまえ、3年間を通じて外国語学習への興味・関心を高め、「聞くこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「読むこと」「書くこと」の5領域の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を統合的に育成し、自らの考えを適切に伝える能力を養う。各学校において設定している「CAN-DOリスト」を検証し、目標を達成するよう指導と評価の改善にいかす。

○ネイティブ・スピーカー等

小中学校では令和2年度より1～3学期の通年で、各校のクラス数に応じた回数委託による派遣を実施。高等学校では引き続き通年でALTを配置する。

○オンライン英会話

海外在中の講師との実践的な英会話を通じて、生徒の国際理解を深め、主体的にコミュニケーションを図る態度を養うため、インターネットを活用したオンライン英会話を全43中学校の2年生において年3回実施する。

⑫ 学校図書館教育推進事業

学校図書館に、児童生徒の豊かな読書活動を推進するための読書センター機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、授業内容を豊かにしてその理解を深める学習センター機能、児童生徒や教員の情報のニーズに対応し、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する情報センター機能を構築し、活性化を図る。

○学校司書の配置

学校司書を全小・中・支援学校に配置し、読書センター機能だけでなく、授業で図書を活用する学習センター機能や情報センター機能の充実をめざす。（1校につき週2日勤務）

○読書記録の推進

各校において必要に応じて堺市読書ノートの印刷や、児童生徒1人1台の学習用端末で読書ノート（電子版）を活用できるようにすることで、読書の意欲の向上、読書習慣の形成に取り組む。

○学校図書館サポーターの配置

学校司書・司書教諭を補助する学校図書館サポーターを回数配置し、「いつでも開いている、人がいる」学校図書館をめざす。

⑬ 学校教育 ICT 化推進事業

こどもの個別最適な学び、協働的な学びの実現に向け、児童生徒1人1台の学習用端末や校内高速通信ネットワークをはじめとする教育 ICT 環境の円滑な運用と計画的な整備に取り組む。また、教員への研修や ICT 活

用の実践事例の共有を進め、授業や校務における ICT 化を推進する。情報モラル教育や小学校プログラミングなど情報教育に関する研修や教員の支援を進め、こどもの情報活用能力の向上を図る。

教育 ICT 環境の整備の主な取組

平成 25・26 年度	小・支援学校に指導者用タブレット端末を整備
平成 29・30 年度	中学校に指導者用タブレット端末、大型デジタルテレビを整備
令和 2 年度	小・中・支援学校に、GIGA スクール構想に伴う児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末を整備。小・中・支援・高等学校に、校内高速通信ネットワークを整備
令和 4～5 年度	指導者用タブレットを指導・校務兼用端末に更新
令和 6 年度	中学校にデジタル採点支援システムを整備
令和 7 年度	GIGA スクール構想に伴う児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末を更新
令和 8 年度	校内高速通信ネットワークを更新（予定）

⑭ 科学教育推進事業

科学教育の振興と充実及び教員の指導力の向上を図るため、次の事業を実施する。

○科学教育・STEAM 教育研修

教員に対し、教材研修や STEAM 教育研修、安全研修等を行う。

○堺市学校理科展覧会

初等教育研究会理科部会、中学校教育研究会理科部会と共催で、児童生徒の科学研究を奨励し、研究を交流する場として、また、指導者がその実態を知り、指導の在り方を研究する場として、研究物の展示・発表を行い、優秀作品の表彰を行う。

出品数 138 校 11,484 点 優良賞作品数 765 点 展示会及び優秀賞 45 作品の表彰式を実施
参観者数 約 5,484 人（令和 7 年度）

○小学校理科特別授業実施事業

堺市内企業の専門家や、大阪府科学技術センターのスタッフを小学校に派遣し、理科の特別授業を行う。
派遣校 16 校（令和 7 年度）

○科学催事「堺科学教育フェスタ」

本市の企業・団体等による科学体験ブースの実施により、市民が科学に親しみ、科学のおもしろさや科学技術と日常生活のかかわりについて楽しく学ぶ場を提供する。本市産業が、優れた科学技術の上に成り立つことをこどもたちに伝え、誇りをもち、郷土への愛着を深め、新しい文化を創造できるようにする。

参加者 約 650 人（令和 7 年度）

○堺サイエンスクラブ

こどもたちの理科・科学に対する興味関心を持続・発展させることを目的として、小学 6 年生の児童を対象に、堺サイエンスクラブの活動を行う。大阪公立大学の「未来の博士育成ラボラトリー」事業と連携し、堺サイエンスクラブ修了者に対してより専門的な研究活動支援を行う。

堺サイエンスクラブ 部員 23 人 15 回（令和 7 年度）

○市民科学講座

中文化会館との共催で、市民向け科学講座を実施し、市民に対する科学教育振興を図る。

参加者 36 人（令和 7 年度）

⑮ 令和 8 年度に小中学校で使用している教科用図書

小学校

種目	発行者	書 名
国語	光村図書出版	国語
書写	教育出版	小学 書写
社会	日本文教出版	小学社会
地図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳

算数	東京書籍	新編 新しい算数
理科	新興出版社啓林館	わくわく理科
生活	教育出版	せいかつ
音楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂出版	図画工作
家庭	東京書籍	新編 新しい家庭
保健	光文書院	小学保健
英語	光村図書出版	Here We Go!
特別の教科 道徳	光村図書出版	道徳 きみがいちばんひかるとき

中学校

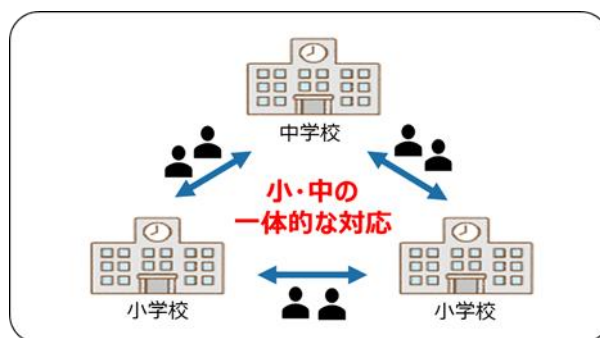
種目	発行者	書 名
国語	光村図書出版	国語
書写	光村図書出版	中学書写
社会（地理的分野）	日本文教出版	中学社会 地理的分野
社会（歴史的分野）	東京書籍	新編 新しい社会 歴史
社会（公民的分野）	日本文教出版	中学社会 公民的分野
地図	帝国書院	中学校社会科地図
数学	教育出版	中学数学
理科	新興出版社啓林館	未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	教育芸術社	中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	教育芸術社	中学生の器楽
美術	開隆堂出版	美術
保健体育	東京書籍	新編 新しい保健体育
技術・家庭（技術分野）	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
技術・家庭（家庭分野）	教育図書	新 技術・家庭 家庭分野 暮らしを創造する
英語	東京書籍	NEW HORIZON English Course
特別の教科 道徳	光村図書出版	中学道徳 きみがいちばんひかるとき

堺が進める「新たな学校のあり方」

堺市では、令和3年度から総合教育会議において、現在の教育課題や国の動向をふまえながら「新たな学校のあり方」について議論し、令和5・6年度に「新たな学校のあり方マネジメントモデル事業」を実施した。

令和7年度からは「堺が進める「新たな学校のあり方」～チームで支える、こどもの学びと育ち～の実現に向けた取組指針」のもと、中学校区にある小学校と中学校を1つのチーム（学校群）として考えて、小学校・中学校9年間を見通したなかで、チームとして連携することで、それぞれの課題や必要性に応じて、それぞれの学校が持つ「強み」や「資源」をいかした学校運営をめざす。

そのために、学校間で議論・調整できる体制の構築、9年間でめざすこども像・目標の設定、目標の実現に向けた取組の検討を行い、取組の実践につなげる。



① これまでの経過

令和3年度	・第1回～第3回総合教育会議
令和4年度	・学校改革推進室 設置 ・第1回、第2回総合教育会議 ・「新たな学校のあり方マネジメントモデル事業」モデル学校群決定（5学校群）
令和5年度	・「新たな学校のあり方マネジメントモデル事業」開始（5学校群） ・第1回、第3回総合教育会議 ・「新たな学校のあり方マネジメントモデル事業」モデル学校群決定（3学校群）
令和6年度	・「新たな学校のあり方マネジメントモデル事業」実施（8学校群） ・第1回、第3回総合教育会議
令和7年度	・全中学校区での「学校群」の展開 ・「堺が進める「新たな学校のあり方」～チームで支える、こどもの学びと育ち～の 実践に向けた取組指針」策定 ・「堺が進める「新たな学校のあり方」～チームで支える、こどもの学びと育ち～の 実践に向けた参考事例集」発行
令和8年度	・全中学校区での「新たな学校のあり方」の枠組みの定着・浸透・日常化をめざす ・「堺が進める「新たな学校のあり方」～チームで支える、こどもの学びと育ち～の 実践に向けた参考事例集」改訂

②施策の背景

こどもや教職員の人数、立地、校区内にある教育資源や抱える課題は多種多様であり、それぞれの学校が実情にあった対応を進められる環境を整える必要がある。学校が状況に応じた適切な対応ができるよう、学校運営の基礎力を高めるために中期的かつ総合的に学校の変革を推進する観点から、学校の実情に応じて、それぞれの学校が自主的・自律的に対応できる仕組みの構築を図る。

(2) 豊かな心の育成

① 小中学校道徳教材集の活用

「生きる力」の核となる、豊かな心や人格の基盤になる道徳性の育成を図る取組を推進するため、道徳教育推進教師を中心として、道徳教育年間指導計画を作成し、本市が学年別に作成した道徳教材集「未来をひらく」や文部科学省の「私たちの道徳」等を積極的に活用しながら、指導方法の工夫・改善を行う。

② 生徒指導体制の充実事業

ア) 「いじめ」認知件数の推移 (件)

	小学校	中学校
令和2年度	2,282	350
令和3年度	3,747	569
令和4年度	4,750	786
令和5年度	5,678	854
令和6年度	5,600	837

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

イ) 「不登校」児童生徒数の推移 (人)

	小学校	中学校
令和2年度	537	768
令和3年度	632	878
令和4年度	811	1,144
令和5年度	954	1,197
令和6年度	1,058	1,241

【不登校の定義】

文部科学省 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

「堺市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止・早期発見に努める。
また、初期段階から組織的に対応する。

全中学校及び小学校 25 校に生徒指導主事を専任配置し、生徒指導上の課題に対する学校への支援体制を充実する。

○スクールカウンセラー配置事業

臨床心理士等の資格を持つ専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置し、不登校や問題行動に悩む幼児児童生徒に対してカウンセリング等による支援や教職員・保護者に対する助言・援助を行う。

配置校：小学校 39 校、中学校全校、高等学校全校

配置回数：小中学校は年 35 回、週 1 回、6 時間 45 分勤務（休憩 45 分を含む）

高等学校は年 35 回、週 1 回、9 時間勤務（休憩 60 分を含む）

○スクールソーシャルワーカー活用事業

教育、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを学校・区役所に派遣し、いじめ、不登校や問題行動などに対し、学校と共にこどもの置かれた環境に働きかけ、こども相談所などの関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、課題の解決を図る。

5 名を「スーパーバイザー」として活用する。（区担当のサポートや人材育成を担当）

※1 回 3 時間程度の活動を年間 80 回

14 名を「区担当」として活用する。（要請に応じて担当区内の学校に派遣）

※1 日 7.5 時間、週 4 日（週 30 時間）

○スペシャルサポートルーム（SSR）支援員配置

スペシャルサポートルームとは、校内教育支援教室とも呼ばれ、自身のクラス以外で過ごしたいと考える児童生徒を支援するための特別な教室である。不登校児童生徒にとって、学校内で安心して過ごすことのできる居場所として機能しており、この「スペシャルサポートルーム」の支援を行う支援員を、6 学校群に配置する。

※1 日 6 時間、週 4 日

1 日 7 時間、週 1 日（週 31 時間）

○スクールサポート事業

学校の荒れにつながる喫緊の課題等に対して早期解決を図るため、教育委員会の指導主事及び校長 OB、警察官 OB からなる学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフを派遣し、学校の指導体制のありかたや対応について協議し、生徒指導体制の見直しを行う。また、学校と連携し、教員の指導のサポートや、こどもに対する働きかけなど、緊急、集中的な支援を行う。

また、学校における課題について、法律を根拠とした解決を図るために、校長が電話やメール、面談等によりスクールロイヤー（弁護士）に相談し、アドバイスを受ける。

○いじめ暴力防止低学年用プログラム実施業務

こどもの安全を大人が守るだけでなく、こども自身が自らを守るため潜在的な危険を察知し、危機的状況の中で何ができるかを考える力を養うことができるよう、小学校低学年の教員を対象に研修を行う。

対象：全小学校

○ネットいじめ防止プログラムの実施

全国的に、携帯電話やパソコンを介したいじめ・誹謗中傷が深刻化する中で、携帯電話の所持率が高くなる早い時期において、電気通信事業者と連携した「スマホ・ネット安全教室」を実施。

対象：小学校4年生、中学校1年全学級

○いじめ・暴力防止プログラムの実施

こどもが自分自身の大切さを自覚することや他者を大切にすること、危機的状況においても自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶことによって、こどもが本来持っている力を引き出し、いじめ・暴力を防止する。

対象：全小学校、中学校50学級

○いじめ巡回相談員の派遣

教育委員会事務局に配置している学校教育に精通した校長 OB の相談員を市立全学校へ派遣し、学校のいじめ問題への対応を把握する。また、学校に対し、いじめ問題の解決に向けた相談・指導助言等の支援を行う。

○デートDV 防止研修の実施

全教職員を対象に、デートDV（性暴力）防止に向け、専門的な知識を習得するための研修を実施する。

○堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会の設置

本市立学園に在籍する幼児、児童及び生徒に対する性暴力の未然防止対策及び再発防止対策並びに性暴力により生命及び心身に深刻な影響を及ぼすおそれがある事象への対応その他の二次被害の防止対策について審議する附属機関を設置。

○堺市不登校支援ネットワーク連絡協議会

令和5年度に設置。フリースクール等の民間施設、教育委員会、学校が、不登校支援に関する情報交換、意見交換を行う。

③ 「堺・スタンダード」の実施

人とかかわりあいを実感する「あいさつ運動」、読書への関心を育む「読書活動」、自国の伝統文化にふれ、もてなしの心を学ぶ「茶の湯体験」をすべての学校群（中学校区）で実施し、学校・家庭・地域が一体となった豊かな情操を育む取組の充実を図る。

④ 日本語指導体制

外国にルーツのある全ての日本語指導が必要な幼児児童生徒に対し、学校園生活において十分に能力を発揮できるように、日本語指導を行う。日本語指導等対応教員配置校では、日本語指導担当教員を中心に在籍校の対象児童生徒へ指導を行う。日本語指導等対応教員未配置校では、各校の日本語指導担当教員が日本語指導員等（外部人材）の支援を受けながら、在籍校の対象児童生徒へ指導を行う。

なお、令和7年度より日本語指導が必要な児童生徒が義務教育終了までに高等学校等で学習参加が可能となる日本語能力を確保できるよう、自立支援日本語指導員の派遣回数を拡充する。

また、生活言語能力レベルの日本語習得のための指導を主とする日本語指導センター校では、通級または遠隔により、帰国・渡日して間もない児童生徒の自立のための日本語指導を行う。日本語指導員等（外部人材）については、幼児児童生徒の日本語習得状況に応じた派遣を行い、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。（対象：全学校園）

⑤ 交響楽団芸術鑑賞事業

子どもたちが一流の芸術文化にふれ、豊かな情操を育成できるよう、市立のホールを活用し、プロの交響楽団による音楽などを鑑賞する機会を提供する。

(3) 健やかな体の育成

① 部活動推進事業

生徒が、より高い能力や技能を身に付けることができるように、部活動の環境や内容を充実させ、学校の活性化と部活動の振興を図る。

【運動部活動数及び部員数の推移】

	男子 運動部数 (部)	女子 運動部数 (部)	男子 運動部員数 (人)	女子 運動部員数 (人)
令和3年度	267	257	6,934	4,887
令和4年度	258	225	6,590	4,722
令和5年度	257	221	6,674	4,656
令和6年度	255	225	6,440	4,448
令和7年度	246	222	6,299	4,396

【文化部活動数及び部員数の推移】

	文化部数 (部)	男子 文化部員数 (人)	女子 文化部員数 (人)
令和3年度	195	1,069	3,394
令和4年度	196	1,111	3,635
令和5年度	187	1,118	3,514
令和6年度	188	1,030	3,590
令和7年度	176	1,027	3,246

【令和7年度設置 拠点校部活動】

在籍する中学校に入部希望の部活動がない場合、拠点校部活動に入部することを可能とする。

設置種目	拠 点 校
陸上	赤坂台中学校 (男女)
ハンドボール	中百舌鳥中学校 (男)、鳳中学校 (男女)、南八下中学校 (男女)
剣道	浅香山中学校 (男女)、若松台中学校 (男女)
柔道	上野芝中学校 (男女)
バドミントン	月州中学校 (男女)
ラグビー	金岡北中学校 (男)
水泳	登美丘中学校 (男女)、鳳中学校 (男女)
バレーボール	金岡南中学校 (女)、津久野中学校 (男)
ソフトボール	陵南中学校 (女)
サッカー	野田中学校 (男女)、三原台中学校 (男女)
女子サッカー	平井中学校 (女)
相撲	福泉南中学校 (男)
卓球	野田中学校 (男女)

【全国大会・地方大会参加補助金及び奨励金】

全国大会、地方大会に参加する生徒に対し、交通費等の全額補助や、奨励金を支給する。

【部活動外部指導者派遣】

中学校及び高等学校の部活動の振興を図るため、外部指導者を派遣する。

派遣実績

	学校数（校）	運動部 派遣人数（人）	文化部 派遣人数（人）
令和3年度	43	207	127
令和4年度	43	205	117
令和5年度	43	201	110
令和6年度	43	199	113
令和7年度	43	192	114

【部活動指導員配置】

部活動指導員を配置し、教員に替わって部活動の顧問となることで、教員の負担を軽減する。

配置実績

	学校数（校）	運動部 派遣人数（人）	文化部 派遣人数（人）
令和3年度	14	13	5
令和4年度	14	12	6
令和5年度	15	14	4
令和6年度	16	15	3
令和7年度	19	17	5

② 体力向上推進事業

○体力向上研究校

体力向上研究校を指定し、学校・家庭・地域・大学等との連携により、児童生徒の運動意欲を高め、運動習慣の確立を図ることを目的とした調査研究を行い、効果的な取組等について全学校へ発信する。

実施校：小学校5校 中学校1校

○学校力向上プラン

各学校において、「学校力向上プラン」に基づいた実践を通し、課題の解決に努める。

○小学校体育指導の手引きの活用

学年別に作成した指導書「小学校体育指導の手引」（平成30年度改訂）を積極的に授業で活用する。

○「ハンドブッケー部活動を指導するにあたって」の活用

中学校教員用に作成した「ハンドブッケー部活動を指導するにあたって」（平成30年度改訂）を積極的に部活動指導に活用する。

4 高等学校教育

（1）市立高等学校について

① 高等学校教育改革（市立堺高等学校新設）の経緯

平成18年9月に策定した「堺市教育活性化プラン」の中で、市立高等学校4校の発展的統合による新しい高等学校の設置を位置付け、同年10月に策定した「堺市立高等学校実施計画」に基づき、教育課程の編成、教育内容、施設・設備等についての検討を進めた。平成19年6月に学校設置条例を改正し、平成20年4月に市立堺高等学校を開校した。工業高等学校、商業高等学校については平成22年3月に、第二工業高等学校、第二商業高等学校については平成23年3月に閉校した。

② 堺高等学校の課程と学科

課 程	学 科 名	学 科 の 特 色	
全日制 の課程	サイエンス創造科	理数に関する学科	理科、数学を中心に科学について学習する
	機械材料創造科	工業に関する学科	機械工学、材料工学を中心にものづくりについて学習する
	建築インテリア創造科		住環境、デザイン等を中心にものづくりについて学習する
	マネジメント創造科	商業に関する学科	流通・販売・経営等のしくみについて学習する
定時制 の課程	機械自動車創造科	工業に関する学科	機械工学、自動車工学を中心にものづくりについて学習する
	建築創造科		住環境等を中心にものづくりについて学習する
	マネジメント創造科	商業に関する学科	流通・販売・経営等のしくみについて学習する

③ 堺高等学校の特色

全日制の課程は、大学進学等の進路実現に対応したカリキュラムを編成しており、7 時限授業・長期休業中の授業など学習できる環境を整備し、また、国際的な感覚・考え方を習得し、世界で活躍できる人材の育成を図ることを目的とする海外研修や、大学・産業界との連携を深めることにより学習意欲を向上させ進路希望に応じた学習を実施している。

定時制の課程は、技術・技能を身につけたエキスパートを養成し、進学・就職等進路実現に対応したカリキュラムを編成している。また、定通併修により 3 年間での卒業が可能である。

両課程とも、個々の進路目標を明確にし、意欲的に学習できるよう、きめ細かな支援の充実に努めている。

(2) 募集定員・志願者数（合格者数）

令和 8 年度入学者選抜（合格者数には第 2 志望での合格者及び 2 次選抜での合格者を含む。）（人）

課 程	学 科 名	募集定員	志願者数（合格者数）
全日制の課程	サイエンス創造科	40	19 (19)
	機械材料創造科	80	77 (77)
	建築インテリア創造科	40	39 (39)
	マネジメント創造科	80	68 (68)
定時制の課程	機械自動車創造科・建築創造科	35	13 (13)
	マネジメント創造科	35	6 (6)

(3) 進路状況

令和 7 年度卒業生進路状況（人）

校 名	卒業生数	進学者数			就職者数	その他
		大学・短大	その他	計		
堺（全日制）	205	69 (34%)	39 (19%)	108 (53%)	94 (46%)	3 (1%)
堺（定時制）	16	1 (6%)	3 (19%)	4 (25%)	7 (44%)	5 (31%)

5 特別支援教育

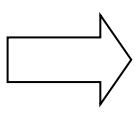
(1) 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもそれぞれの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活上又は学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。支援学校のみならず、幼稚園、小・中・高等学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児児童生徒を含め、障害による特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学びの場において実施している。

特別支援教育の推進にあたり、支援学校や小・中学校の支援学級、通級指導教室を整備し、個に応じた指導を実施し、障害のあるこどもの教育の充実に努めてきた。また、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼

児児童生徒も含め、支援体制の整備に取り組んでいる。

本市の全児童生徒数が減少傾向にある中で、令和8年5月1日現在、市立支援学校及び支援学級、通級指導教室で特別支援教育を受ける児童生徒は6,132人であり、平成29年度の3,157人と比較すると10年間で約2.0倍となるなど、支援学校、支援学級及び通級指導教室で学ぶ児童生徒数の増加が著しい。

堺市の特別支援教育		(R8.5.1現在)	支援学校・・・知的障害：百舌鳥支援学校（221人）、百舌鳥支援学校宮園分校（16人） 上神谷支援学校（268人） ※百舌鳥支援学校旭分校（休校中）
			支援学級・・・小学校92校505学級、中学校43校163学級、計135校668学級
			通級指導教室・・・発達障害（小学校126教室、中学校49教室）
			通常の学級等・・・各教科等の学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導の工夫

(2) 支援学校

支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校で、本市では、市立支援学校として知的障害児を対象とする百舌鳥支援学校・上神谷支援学校を設置している。また、令和8年度から百舌鳥支援学校宮園分校を開校した。なお、これまで百舌鳥支援学校旭分校において肢体不自由児を対象として教育を実施してきたが、現在は休校している。

各学校において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに活動する「交流及び共同学習」は、居住校区の児童生徒や近隣校と実施している。

(令和8年5月1日現在) (人)

百舌鳥支援学校			百舌鳥支援学校宮園分校			上神谷支援学校		
小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計
127	94	221	11	5	16	162	106	268

○支援学校のセンター的機能

支援学校においては、幼稚園や小中学校等の要請に応じ、障害のある幼児児童生徒等の教育について助言又は援助を行うことが学校教育法第74条に規定されている。また、教員の専門性や施設・設備等を生かし、地域の実態に応じ、障害のある幼児児童生徒の保護者に対する教育相談の実施や関係機関等との連絡調整など、特別支援教育における支援学校のセンター的機能の充実が求められている。本市では、平成29年度から、小中学校と同様に校務分掌として位置づけられていた特別支援教育コーディネーターについて、支援学校2校に各2名を専任として配置し、機能の充実を図ってきた。さらに、令和8年度の百舌鳥支援学校宮園分校の開校に伴い、3校体制のもと、センター的機能の一層の強化を図っている。

○外部専門家派遣

支援学校教員の専門性向上及び地域の特別支援教育の核となるセンター的機能の充実を図ることを目的として、支援学校に言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士等を外部専門家として派遣し、教員等へ専門的見地からの助言、研修を行っている。また、学校園からの要請に基づき、支援学校の地域支援担当教員と連携し、学校園における事例相談や教員研修を実施している。

○大阪府には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の各障害種別及び小学部・中学部・高等部（視覚障害・聴覚障害については幼稚部を含む）を有する支援学校が設置されており、本市在住の幼児児童生徒も学んでいる。

本市在住の幼児児童生徒が通学可能な堺市立以外の支援学校（国立の表記がない場合は、大阪府立）

種別	学校名	設置部	種別	学校名	設置部
知的	泉北高等支援学校※1	高	視覚	大阪南視覚支援学校	幼小中高

	西浦支援学校※1	高	聴覚	堺聴覚支援学校	幼小中
	堺支援学校※1	高		だいせん聴覚高等支援学校	高
	たまがわ高等支援学校	高		中央聴覚支援学校	高
	とりかい高等支援学校	高	肢体 不自由	堺支援学校	小中高
	すながわ高等支援学校	高	病弱	羽曳野支援学校※2	小中
	むらの高等支援学校	高		光陽支援学校※2	小中
	なにわ高等支援学校	高		刀根山支援学校※2	小中高
	大阪教育大学 附属特別支援学校（国立）	小中高	※1 本市における通学区域が定められている ※2 対象となる病院が定められている		

(3) 小中学校の支援学級

支援学級は、学校教育法第81条の規定による、障害のある児童生徒を対象として設置される学級で、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害等の障害種別がある。小中学校の支援学級においては、それぞれの障害に配慮し、個に応じた指導の充実に努める一方で、通常の学級や通級指導教室との交流など、多様性の尊重を念頭に置いた学級運営を行っている。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置し、障害が重度化・重複化する児童生徒の支援を行っている。

(令和8年5月1日現在)

小学校			中学校		
学校数（校）	学級数（学級）	在籍児童数（人）	学校数（校）	学級数（学級）	在籍生徒数（人）
92	505	2,721	43	163	799

(4) 通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒に対して、小中学校の教育課程に加え、またはその一部に替えて、各教科などの指導は通常の学級で行いつつ、障害の状態の改善または克服を目的とする特別な指導を行うものである。年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、その障害を改善・克服するための指導、すなわち自立活動を中心とした特別の指導を行っている。

本市では、令和6度から巡回通級指導も取り入れ、全ての小中学校に設置されている。令和8年度、小学校126教室、中学校49教室を設置し、それぞれの特性に応じたきめの細かい指導を行っている。

(5) 通常の学級

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校においては、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが、学校教育法第81条に規定されている。これにより、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒への支援に加え、通常の学級等に在籍する発達障害等により支援を必要とする幼児児童生徒に対しても、適切な教育の実施が求められている。

本市においては、障害のある幼児児童生徒の実態を適切に把握するとともに、合理的配慮の提供及び基礎的環境の整備を進めている。また、通級による指導や特別支援学級との交流等を通して、多様性の尊重を念頭に置いた学級経営を推進している。

校園内体制としては、幼稚園、小学校及び中学校に校園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心として特別支援教育の充実に努めている。さらに、発達障害児等専門家派遣事業等を活用し、通常の学級における発達障害等のある幼児児童生徒への理解を深めるとともに、その児童生徒を含む集団におけるきめ細かな配慮に基づく指導の改善に取り組んでいる。

○発達障害児等専門家派遣

発達障害等により特別な支援を要する幼児児童生徒について、個に応じた指導の一層の充実に図るため、校園及び保護者等に対し、専門的な知識・技能を持つ専門家による判断・意見を提示し、指導助言を行う。

6 相談事業

○教育相談事業

こども・保護者・教職員を対象に、学校生活や家庭でのこどもへの対応など教育に関する悩みについて面接相談や24時間電話相談を実施し、課題の解決に向けて支援する。

【面接相談(予約制)】 ソフィア教育相談 TEL270-8121 FAX270-8130 (堺市教育文化センター5階)

ふれあい教育相談 TEL245-2527 FAX245-2526 (堺市立人権ふれあいセンター3階)

【こども電話教育相談(こころホーン) TEL270-5561(専用電話)】

365日・24時間電話で児童生徒や保護者からの相談に応じている。

【LINE等を活用した相談窓口の設置】

堺市立の小学校に通う4年～6年の児童、中学校、高等学校、支援学校(小学部4年以上)に通う児童生徒を対象に、無料コミュニケーションアプリ「LINE」等を使い、いじめを含む相談や学校生活に関する相談を受ける窓口を設置し、教育相談を実施する。

【令和7年度教育相談利用者延べ人数】 (人)

ソフィア教育相談	3,237
ふれあい教育相談	2,362
こども電話教育相談	1,356
LINE等を活用した相談窓口 ※	11

※毎週月・水曜日 令和7年4月25日(金)～令和8年1月28日(水)

毎日実施 令和7年4月25日(金)～令和7年5月7日(水)

令和7年8月13日(水)～令和7年8月27日(水)

令和8年1月4日(日)～令和8年1月9日(金)

7 教育支援教室

○教育支援教室スプリングポート、教育支援教室ユアイルーム、教育支援教室ソフィア、教育支援教室ソフィア・梅教室

不登校の児童生徒(小学1年生～中学3年生)が、個別の自習学習、グループ活動等をととして主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援、指導を行う。令和8年度から教育支援教室の入室対象学年を小学校1年生～中学校3年生に拡充する。

- ・活動内容……自習自習を基本とした個別学習、ゲーム・軽スポーツ・創作などの活動、社会体験学習
- ・連携内容……保護者との懇談、学校との連絡会等による情報共有

令和7年度入室児童生徒数

教育支援教室スプリングポート (人)

小学生			中学生			合計
4年	5年	6年	1年	2年	3年	
7	6	8	13	28	24	86

延べ出席回数：2,821回

教育支援教室ユアイルーム (人)

小学生			中学生			合計
4年	5年	6年	1年	2年	3年	
3	5	7	8	17	7	47

延べ出席回数：1,331回

教育支援教室ソフィア(ソフィア・梅教室) (人)

小学生			中学生			合計
4年	5年	6年	1年	2年	3年	
6	8	5	15	33	24	91

延べ出席回数：2,944回

※スプリングポート・ユアイルーム・ソフィアは月～金開室。
梅教室は火・木開室(午前のみ)。

8 地域とともにある学校づくりの推進

(1) 堺・スクールサポーターの活用

○教育アシスタント

学力向上や教育内容充実のために、優れた知識や技能を有する多様な人材を積極的に活用する。

○生徒指導アシスタント

生徒指導体制の充実を図るため教員と連携し、いじめや不登校など生徒指導上の配慮を要することの支援を行う。

○支援教育サポーター

特別支援教育における校内体制の一層の充実に向け、特別支援教育コーディネーターや担任等の指示のもと、通常の学級に在籍する特別の配慮を要する児童生徒に対し、学習面、行動面、対人関係面の支援を行う。

(2) 地域とともにある学校づくりによる「ひろがる教育」の推進

① 「堺版 コミュニティ・スクール」

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、育成をめざす資質・能力を家庭や地域の関係者に周知する。また、授業などの学校教育活動においても、積極的に地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

学校協議会や学校力向上プランを踏まえ、学校運営や教育活動の改善を図る。

全小中学校にて実施。

② 学校協議会

「社会に開かれた教育課程」を実現するため、校長の学校経営方針を全教職員及び地域・保護者と共有し、教育目標に沿った特色ある教育活動をめざして、学校と地域がともに考え、熟議・協議する「学校協議会」を設置し、地域担当教員、コーディネーター等が連携しながら、学校運営への参画・協働に資する運営となるよう工夫している。

※学校協議員は、平成 15 年度に堺市立学校管理運営規則に位置付けられた「学校協議員制」に基づき、全学校に置かれている。

③ 学校評価（学校力向上プラン）

学校教育法の改正に基づき、平成 20 年 3 月堺市立学校管理運営規則の一部を改正して学校評価を実施するための要綱を定め、全学校園に学校評価の実施を位置付けた。

平成 28 年度から「学校力向上プラン」（学校評価書、学力向上プラン、体力向上プランを統合）を作成し、学校園が教育活動やその他の学校園運営の状況について評価を行い、その結果に基づいて改善を図り、評価結果等を広く保護者等に公表することにより、地域に開かれた信頼される学校園づくりをめざして、取組を推進する。

(3) こどもの安全安心対策事業

地域人材やPTAを中心に各小学校区で「こどもの安全見まもり隊」を組織し、主に登下校時の見守り活動を実施することによりこどもの安全の確保を行う。

また、全小学校・支援学校に学校安全管理員を配置し、校内への不審者の侵入を防止するなど、こどもの安全安心の確保を図っている。

(4) 堺元気っ子づくり推進事業（こども青少年局こども育成課・生徒指導課）

学校・家庭・地域が「連携」から「協働」の関係をめざしながら、地域社会が一体となって、青少年健全育成のための講演会、スポーツ大会、地域フェスティバル等、こどもの健全育成に向けた取組を円滑かつ効果的に推進する。43 中学校区に設立する青少年健全育成協議会（委員会）への補助事業。

9 学校保健・安全管理

(1) 保健管理・指導

幼児児童生徒の健康の保持増進を図るため、毎年定期的に内科検診・耳鼻科検診・眼科検診・運動器検診・心臓検診・腎臓検診・結核検診・歯科検診等の健康診断を行い、疾病の早期発見に努めている。本市においては、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会の協力を得て、健康診断や事前事後措置の指導、健康相談等を円滑に進めるための体制を整えている。

幼児児童生徒の疾病については、視力異常・肥満傾向・不良姿勢等、依然減少傾向になく、治療勧告、健康相談など適切な保健管理と指導を行っている。また、歯科保健指導の充実を図るために、関係機関等及び学校歯科医との連携による歯科衛生指導や、歯科保健に関する認識を深めるため、歯に関する図画・ポスターを募集し優れた作品を選出し、啓発の一環として紹介している

喫煙防止・薬物乱用防止教育については、小学校・中学校・高等学校で学校保健計画に位置付け、薬物乱用防止教室等を開催している。

さまざまな感染症の予防等にも取り組んでおり、特に麻しん対策については、国の「学校における麻しん対策ガイドライン」に基づき予防の徹底を図っている。

① 心臓検診

心臓病や心臓疾患の疑いのある児童生徒の早期発見に努め、保健管理指導を行っている。

また、川崎病既往児については、その把握に努め、血清脂質検査を実施し管理指導にあたっている。

② 腎臓検診

無症状の腎疾患や尿路感染症の早期発見に努め、その管理指導にあたっている。

③ 結核検診

結核に関し専門的知識を有する者等で学校結核対策委員会を設置し、問診調査等の結果、検査が必要な児童生徒に対して、胸部エックス線直接撮影等、必要な個別検査を行っている。

(2) 学校環境衛生管理

「学校環境衛生基準」に基づき照度、教室等の空気、飲料水、学校給食施設、プール水等の定期検査及び日常点検を行い、学校給食施設については「学校給食衛生管理基準」に基づき点検を行い、学校園の衛生管理の徹底に努めている。

また、室内空気中化学物質の定期検査を普通教室及び特別教室において実施している。

(3) 安全管理・指導

① 安全管理

幼児児童生徒の事故災害を防止し、安全な生活を確保するため、平成 23 年 10 月の児童転落死亡事故を受けて策定した「学校園における事故の防止に向けて」に基づき、教職員の安全・危機管理意識の向上を図り、施設整備の改善を行うなど、次のような対策及び指導に重点をおいている。

また、堺市版「熱中症ガイドライン」を策定し、学校園における熱中症対策について指針を示している。

○学校安全の日の設定（毎月 15 日）

○学校園の実態に即した学校環境の安全整備（安全点検表の活用）

○安全点検結果に基づく、計画的・継続的な施設整備の改善

○学校園との安全に関する情報共有

○ヒヤリハット、学校事故事例の情報提供

○学校園の実態に即した救急体制の確立

○全学校園に AED（自動体外式除細動器）の設置及び日常点検、心肺蘇生法研修の実施

○事故防止につなげる研修の実施

○校園長、教頭、一般教員向け研修の実施

② 安全教育

各学校園においては日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会実現に向けた取組に参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することをめざし、学校保健安全法第27条に基づく学校安全計画を策定し、「自助、共助、公助」の視点から学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的な安全教育に努めている。

- 身の回りの生活安全、交通安全、災害安全の各領域について教科等横断的な視点で安全に関する資質・能力を育む安全教育の実施
- 体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等における安全管理の徹底と安全教育の実施
- 登下校時を含めた日常の学校生活の安全管理の徹底と安全教育の実施

③ 令和7年度学校園災害状況（独立行政法人日本スポーツ振興センター統計資料より）

	在籍人数（人）	災害発生件数（件）	被災率（％）
幼稚園	261	18	6.9
小学校	38,274	1,603	4.2
中学校	19,652	1,285	6.5
高等学校	716	21	2.9
合計	58,903	2,927	5.0

※小・中学校に特別支援学校小学部・中学部を、高等学校に定時制を含む。

④ 学校安全の日（毎月15日）

学校安全は、子どもたちが自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成し、子どもたちの安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。しかし、事件・事故災害は日常生活の様々な場面で起きており、交通事故や転落事故、不審者等による事件などが依然として発生していることから、より一層安全について取り組むため、毎月15日を「学校安全の日」とし、安全点検のみならず安全教育・安全意識の高揚の啓発を図る。

⑤ 学校園における防災・安全管理体制の確立

学校園における危機管理マニュアルを活用し、各学校園の実情に応じた内容に整備した上で、校内研修等をおして全教職員に周知している。これにより、教職員それぞれが危機管理意識を高め、事件・事故の未然防止、発生時の適切な対応及び再発防止に向けた取組を推進している。

(4) O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日

平成8年7月、学校給食を起因とする腸管出血性大腸菌 O157 による学童集団下痢症が発生し、児童 7,892 人を含む 9,523 人の方々が罹患し 3 人の児童の尊い命を失った。

また、学童集団下痢症発生時に溶血性尿毒症症候群を発症した児童が 19 年を経過した平成 27 年 10 月、その後遺症を原因として亡くなられた。

二度とこのようなことを繰り返さないために、これから当時亡くなられた 3 人の児童、後遺症により亡くなられた方、そして今なお苦しんでおられる被害者の方々を決して忘れず、事件を風化させないことを目的として、7 月 12 日を「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」とし、毎年同日に「O157 堺市学童集団下痢症追悼と誓いのつどい」を開催している。

(5) O157 堺市学童集団下痢症フォローアップ

O157 堺市学童集団下痢症に罹患した児童生徒等の健康管理について、平成 19 年 5 月 1 日「堺市学童集団下痢症に係る健康管理基本方針」を改定し、身体面の健康管理及び心のケアについて、フォローアップを実施している。

令和7年度 幼児児童生徒学年別発育状況（堺市・大阪府・全国）

項 目		身 長 （c m）						体 重 （k g）					
校 種	年 齢（歳）	男 子			女 子			男 子			女 子		
		堺市	大阪府	全国	堺市	大阪府	全国	堺市	大阪府	全国	堺市	大阪府	全国
幼稚園	4歳児	102.7			102.6			16.6			16.8		
	5歳児	110.5	110.5	110.4	108.8	109.5	109.5	18.5	18.9	19.0	18.3	18.7	18.7
小学校	1年	116.3	116.8	116.6	115.6	115.6	115.6	21.0	21.5	21.4	20.7	20.9	21.0
	2年	122.4	122.7	122.7	121.4	121.4	121.6	23.7	24.2	24.2	23.1	23.4	23.6
	3年	128.3	128.3	128.3	127.1	127.1	127.5	27.5	27.2	27.4	26.5	26.5	26.8
	4年	133.8	133.9	134.0	133.9	134.1	133.8	31.2	31.0	31.2	30.1	30.5	30.4
	5年	139.4	139.5	139.5	140.9	140.9	140.9	35.1	35.2	35.1	34.7	34.7	34.9
	6年	145.6	145.3	146.1	147.3	147.4	147.4	39.1	39.1	39.6	39.6	39.6	39.8
中学校	1年	153.1	153.7	153.8	151.9	152.2	152.4	43.5	45.0	45.2	43.7	43.6	44.4
	2年	160.4	161.2	161.1	154.9	154.9	155.0	49.3	50.0	50.4	47.0	47.6	47.5
	3年	165.8	166.2	166.1	156.2	156.5	156.4	53.6	54.7	55.0	48.6	49.5	49.7
高等学校	1年	168.4	168.6	168.6	155.1	157.2	157.0	57.5	59.4	59.1	51.9	51.2	51.0
	2年	168.9	170.2	169.9	157.3	157.7	157.5	60.1	59.8	60.3	54.0	52.2	51.9
	3年	170.1	170.6	170.6	158.9	158.0	157.9	62.6	62.4	62.2	54.0	52.1	52.5

※大阪府・全国…学校保健統計調査 令和7年度公表値

10 学校給食

(1) 学校給食実施状況

文部科学省の実施基準に基づき、完全給食（主食・副食・牛乳）を実施している。
中学校給食については令和7年6月から全員喫食制給食を開始した。

	学校数	給食種別
小学校	92 校	完全給食
特別支援学校	3 校 (分校 1 校含む)	完全給食
中学校	43 校	完全給食

(2) 学校給食費（給食作成に必要な食材費）

※いずれも令和8年6月1日現在

小学校及び特別支援学校小学部の児童の学校給食に係る保護者負担額は、令和8年度から恒久的に無償とする。中学校及び特別支援学校中学部の生徒の学校給食に係る保護者負担額は、国の物価高騰支援対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度分を無償とする。

小学校給食：主食、副食（おかず2～3品）、牛乳

区分	1食あたり※
低学年	334 円
中学年	339 円
高学年	344 円

中学校給食：主食、副食（おかず3品）、牛乳

区分	1食あたり※
中学生	420 円

※物価高騰分 65 円を含む

※物価高騰分 89 円を含む

特別支援学校給食：主食、副食（おかず2～3品）、牛乳

区分	1食あたり※
小学部低学年	334 円
小学部中学年	339 円
小学部高学年	344 円
中学部	344 円

※物価高騰分 89 円を含む

(3) 堺市の学校給食

学校給食は、栄養のバランスのとれた食事が摂取できるよう工夫されており、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たしている。また、安全でおいしく食べられるように調理し、献立は主食、主菜、副菜という料理の分類を基本とし、多様な食品を組み合わせている。

小学校・特別支援学校は、原則自校調理方式により調理を行っている。中学校は、2か所の給食センター（堺市第1学校給食センター・堺市第2学校給食センター）で調理・配送を行い、給食を提供している。

(4) 安全安心な学校給食ができるまで

① 小学校・特別支援学校の給食

【献立作成】

- 栄養教諭・学校栄養職員が献立原案を作成する。
- 献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査する。

【食材購入】

- 学校給食で使用する食材は、学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、献立区域ごとに安全な物資を選ぶ。またリスク低減のため、区域ごとに同じ日に同一食材が重ならないよう調整する。
- 使用する食材は事前に0157などの細菌検査を行う。
- 食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で配送する。
- 学校納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行う。

【調理作業】（各校の調理場）

- 調理担当者が、食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように注意し、冷蔵庫・冷凍庫などで保管する。
- 学校給食衛生管理基準に基づき、堺市学校給食衛生管理手引を作成している。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、安全安心な学校給食を提供する。
- 食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で、-20℃で2週間以上保存している。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用する。

【学校長の検食】（各校）

- 児童が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認する。

② 中学校給食

【献立作成】

- 中学校の栄養教諭・学校栄養職員等が献立原案を作成する。
- 献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査する。

【食材購入】

- 学校給食で使用する食材は、学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、安全な物資を選ぶ。
- 使用する食材は事前に0157などの細菌検査を行う。
- 食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で調理場へ配送する。
- 調理場納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行う。

【調理作業】

（堺市第1学校給食センター・堺市第2学校給食センター）

- 調理担当者が、食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように注意し、冷蔵庫・冷凍庫などで保管する。
- 学校給食衛生管理基準に基づき、堺市学校給食衛生管理マニュアルを作成している。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、安全安心な学校給食を提供する。
- 食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で、-20℃で2週間以上保存している。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用する。

【配送】

（給食センター⇒各中学校配膳室）

- 配送用のコンテナに、食器・食缶等を積み込み、学校の配膳室まで配送する。

【学校長の検食】（各校）

- 生徒が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認する。

③ 献立の作成方針

献立の作成は、次のような基本方針に基づいて行っており、安全な学校給食が実施できるよう努めている。

- <1>食中毒の防止を第一に考え、すべての食材を加熱調理する献立とする。
- <2>調理過程での衛生管理が確実にできる献立を工夫する。

＜3＞栄養摂取、食品構成、嗜好面などに留意しつつ、献立ごとに使用する食材を吟味し、新鮮で安全な食材を工夫して利用する。

次の基準に基づき献立を作成している。

小学校給食（中学年の児童 1 人 1 回あたりの学校給食摂取基準）

エネルギー	たんぱく質 エネルギー比	脂質 エネルギー比	カルシウム	マグネシウム	鉄	亜鉛
kcal	%	%	mg	mg	mg	mg
650	13～20	20～30	350	50	3.0	2.0
ビタミン A	ビタミン B ₁	ビタミン B ₂	ビタミン C	食塩相当量	食物繊維	
ugRAE	mg	mg	mg	g	g	
200	0.40	0.40	25	2.0 未満	4.5 以上	

中学校給食（中学生の生徒 1 人 1 回あたりの学校給食摂取基準）

エネルギー	たんぱく質 エネルギー比	脂質 エネルギー比	カルシウム	マグネシウム	鉄	亜鉛
kcal	%	%	mg	mg	mg	mg
830	13～20	20～30	450	120	4.5	3.0
ビタミン A	ビタミン B ₁	ビタミン B ₂	ビタミン C	食塩相当量	食物繊維	
ugRAE	mg	mg	mg	g	g	
300	0.5	0.6	35	2.5 未満	7 以上	

④ 食材選定・発注

副食の食材については、物資の規格、鮮度等の均一化と購入価格の安定を図るため、学校給食実施当初から公益財団法人堺市学校給食協会において、物資の共同購入を実施している。

主食（パン・ごはん）、牛乳については、公益財団法人大阪府学校給食会を通じて調達している。

(5) 学校における食育の推進

こどもたちに食に関する正しい知識や望ましい食習慣等を育成するため、学校における食育を推進する。

食に関する指導については、各学校園の教育活動に位置づけ、教育活動全体を通して実施する。また、学校・家庭・地域が連携した取組を実施している。

① 食育推進委員会の設置

本市のこどもたちの食生活に関する実態を踏まえ、食育の実践研究、家庭・地域への啓発等について検討し、食育の推進を図る。

② 栄養教諭の配置

学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行う栄養教諭の配置を促進する。

令和 8 年度より、中学校区において小中 9 年間を見通して系統的な食育を推進することを目的として、栄養教諭が中学校区内の各学校を兼務する体制を実施する。

（令和 8 年度 小・支援学校 39 人、中学校 12 人）

③ 食育フェアの実施

学校給食の役割及びこどもたちの食生活習慣形成における食育の大切さ等について広く市民に啓発する。

④ 食通信の配布

市立小学校・特別支援学校・中学校の全家庭へ、食に関する情報や学校給食のレシピ等を毎月発信する。

⑤ 学校給食レシピの作成

学校給食を家庭用アレンジした「学校給食レシピ」を作成（ホームページに掲載）し、広く市民に啓発する。

⑥ 食育講演会の開催

教職員や保護者、市民等に対して、食育講演会を開催し、広く食育の重要性を啓発する。

⑦ 親子料理教室の開催

市立小学校6年児童を対象に、料理教室を開催し、家庭での食育を推進する。

11 就学の支援

(1) 就学援助

経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、学用品費等の就学援助金を支給する制度で、令和7年度は、8,741人に656,804,455円支給した。

就学援助推移表

年度		校種	受給者数（人）	児童生徒数（人）	援助率（％）	支給額（円）
令和	3	小	6,028	41,844	14.41	394,838,100
		中	3,556	20,853	17.05	158,658,990
		計	9,584	62,697	15.29	553,497,090
	4	小	5,583	40,926	13.64	201,271,636
		中	3,345	20,492	16.32	163,939,886
		計	8,928	61,418	14.54	365,211,522
	5	小	5,345	40,121	13.32	194,964,400
		中	3,310	20,318	16.29	156,571,294
		計	8,655	60,439	14.32	351,535,694
	6	小	5,267	39,074	13.48	349,874,881
		中	3,165	19,830	15.96	161,199,981
		計	8,432	58,904	14.31	511,074,862
	7	小	5,073	37,990	13.35	270,979,707
		中	3,130	19,350	16.18	278,169,348
		計	8,203	57,340	14.31	549,149,055

就学援助入学準備金推移表

年度		校種	受給者数 (人)	児童生徒数 (人)	援助率 (%)	支給額 (円)
令和	3	小	515	6,694	7.69	27,840,900
		中	1,087	7,429	14.63	65,220,000
		計	1,602	14,123	11.34	93,060,900
	4	小	531	6,497	8.17	28,705,860
		中	994	7,220	13.77	62,622,000
		計	1,525	13,717	11.12	91,327,860
	5	小	478	6,221	7.68	27,274,680
		中	911	7,009	13.00	57,393,000
		計	1,389	13,230	10.50	84,667,680
	6	小	549	5,940	9.24	31,325,940
		中	915	6,902	13.26	57,645,000
		計	1,464	12,842	11.40	88,970,940
	7	小	538	5,850	9.20	34,593,400
		中	902	6,599	13.67	73,062,000
		計	1,440	12,449	11.57	107,655,400

(2) 奨学金制度

教育の機会均等を図るため経済的理由により修学が困難な大学生及び高校生等を対象に堺市奨学等基金（令和 7 年 6 月 1 日現在の基金額：923, 112, 903 円）を財源として令和 6 年度から大学生等に対して 1 人あたり年額 120, 000 円の給付制度を創設し、高校生等の対象を全学年に拡大し、給付額を 1 人あたり年額 60, 000 円に増額した給付を行っている。

奨学金推移表（高校生等）

年 度		採用者数（人）	決算額（円）
令和	3	146	4, 672, 000
	4	151	4, 832, 000
	5	155	4, 960, 000
	6	284	16, 854, 575
	7	390	22, 967, 780

奨学金推移表（大学生等）

年 度		採用者数（人）	決算額（円）
令和	6	120	14, 400, 000
	7	156	18, 720, 000

12 学校園施設整備

(1) 学校施設の整備状況

児童生徒数の推移を勘案しながら、教育環境の質的向上を図るため、新增改築あるいは大規模改造事業を促進している。

令和5年度 学校施設の整備状況

学校名	整備内容	面積	工期	建設費（千円）※
浜寺小学校	校舎改築	5,564㎡	令和4～8年度	2,877,196
東三国丘小学校	校舎改築	5,880㎡	令和4～6年度	1,793,778
鳳中学校	体育館改築	1,898㎡	令和5～6年度	986,708
津久野小学校	体育館長寿命化	1,343㎡	令和5～6年度	495,520

※工期が翌年度以降の場合、確定額ではありません。

令和6年度 学校施設の整備状況

学校名	整備内容	面積	工期	建設費（千円）※
浜寺小学校	校舎改築	5,564㎡	令和4～8年度	2,958,782
東三国丘小学校	校舎改築	5,880㎡	令和4～6年度	1,793,778
鳳中学校	体育館改築	1,898㎡	令和5～7年度	1,061,526
津久野小学校	体育館長寿命化	1,343㎡	令和5～6年度	565,970
大浜中学校	校舎長寿命化	1,787㎡	令和6～7年度	513,514
日置荘西小学校	調理場改築	376㎡	令和6～7年度	384,136
八田荘西小学校	調理場改築	400㎡	令和6～7年度	322,815
新金岡東小学校	調理場改築	345㎡	令和6～7年度	280,509

※工期が翌年度以降の場合、確定額ではありません。

令和7年度 学校施設の整備状況

学校名	整備内容	面積	工期	建設費（千円）※
浜寺小学校	校舎改築	5,564㎡	令和4～8年度	3,006,512
三国丘中学校	校舎改築	8,076㎡	令和7～9年度	3,120,731
鳳中学校	体育館改築	1,898㎡	令和5～7年度	1,061,527
大浜中学校	校舎長寿命化	1,787㎡	令和6～7年度	534,331
五箇荘東小学校	校舎長寿命化	1,603㎡	令和7～8年度	519,618
日置荘西小学校	調理場改築	376㎡	令和6～7年度	310,005
八田荘西小学校	調理場改築	400㎡	令和6～7年度	343,753
新金岡東小学校	調理場改築	345㎡	令和6～7年度	293,950

※工期が翌年度以降の場合、確定額ではありません。

(2) 学校規模及び学校配置の適正化

少子化の進展により、児童生徒数の減少が進み、小規模校は増加傾向にあるが、児童生徒数が増加している学校もみられ、学校間での児童生徒数に差が生じている。小規模校では、児童生徒間の人間関係が固定化され、社会性やリーダー性が育ちにくく、児童生徒が互いに競い合い切磋琢磨し合う雰囲気に欠けることが危惧され、また大規模校では、体育館・プールなどが十分に割り当てられなかったり、運動会等でも種目が限定され、練習時間や場所の確保に制約を受けたりするといった課題がある。

学校の大きなねらいである集団のもつ教育機能を十分に発揮し、学校規模に起因する様々な教育課題を解消するため「第4期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、支援学級を除く11学級以下の小学校については、すべての学年においてクラス替えが可能となるよう、児童数の推移等を勘案しながら、学校規模及び学校配置の適正化に着実に取り組む。

(3) 学校施設の空調整備

教育環境の向上を図るため、小中学校の普通教室及び支援教室に加え、図書室、音楽室、理科室、家庭科室、調理室、美術室等の特別教室への空調整備を完了した。

また、令和7年度からは、教育環境及び避難所環境の改善の観点から、体育館への空調整備を進めており、令和10年度の完了を予定している。

(4) 学校トイレの改善事業

子どもたちにとって快適できれいなトイレ環境と、避難所となる防災の観点から、計画的にトイレ整備と洋便器設置を推進し、全ての人が安全・安心で快適に利用できる清潔なトイレ環境作りに取り組んでいる。

13 教育を担う人材の確保と資質能力の向上

(1) 堺・教師ゆめ塾セミナー

目的：堺市教員をめざす大学 3 年生以上、大学院生、社会人で堺・教師ゆめ塾セミナーに登録した人を対象に、堺市立学校園で教科学習の指導補助等の活動を行う機会を提供し、合わせてゆめ塾セミナー講座及びゆめ塾セミナー担当指導員の実地指導により、教育実践理論や技能の習得実践への活用を往還させ、次代の学校教育を担う人材を育成する。

概要：市立学校園で教科学習の指導補助、「総合的な学習の時間」や体験活動の指導補助、学級活動・学年活動の補助など多様な学びや体験を通して、「堺の教師」として求められる資質や実践的指導力を身につける。また、ゆめ塾セミナー講座では、総合的な学力の育成や個に応じた支援について学ぶ。

更に、1 回あたり 3 時間以上の市立学校園での活動を 10 回行うと、指導主事又はゆめ塾セミナー指導員による学校園での実地指導を受けることができる。

(2) 堺・学校インターンシップ

近隣大学との連携により、学校教育への情熱のある大学 1・2 年生を学校園に派遣し、将来の本市の学校教育を担う人材の確保と育成をめざし、学校教育の活性化を図る。

	実施校（校）	参加人数（人）
令和 2 年度	34	56
令和 3 年度	65	120
令和 4 年度	74	160
令和 5 年度	98	160
令和 6 年度	79	138
令和 7 年度	76	131

(3) 教員の採用選考

市立学校の教員採用選考については、平成 21 年度実施の採用選考から本市単独で実施している。

「一人ひとりの個性や限りない可能性を伸ばし、豊かな人権感覚をもつ次代を担う子どもたちをはぐくむ」本市の教育を推進するため、求める人物像を「こどもの主体的な学びを創造する人」「学校のチーム力を向上させる人」「豊かな人権感覚をもち、自覚と責任のもとに行動する人」とし、学校教育に関する諸課題に対応した人物を採用する。令和 7 年度実施分は、小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・養護教諭・栄養教諭等、合計約 165 人の募集を行う。

○教員採用選考の概要

- ・1 次試験、2 次試験それぞれで面接試験を行い、より受験者の“ゆめ”と“よさ”を受けとめる人物重視の試験を実施している。
- ・「一般選考」以外にも、「障害者対象選考」「特別選考」「教諭経験者対象選考」「講師対象選考」「大学等推薦対象選考」「1 次試験免除者対象選考」「大学 3 年生等対象選考」といった多様な選考区分を設定し、大学 3 年生等から受験可能なほか、受験資格の年齢を年度末年齢 59 歳以下とすることで、多様な経歴をもつ優秀な人材を確保することをめざす。

○積極的な広報活動

- ・受験説明会（3～4 月）、大学説明会（春・秋）の開催
- ・X（旧 Twitter）、YouTube で堺の教育や採用試験の情報を発信
- ・PR 動画、ポスター、リーフレットによる広報
- ・堺の教育体験会の開催

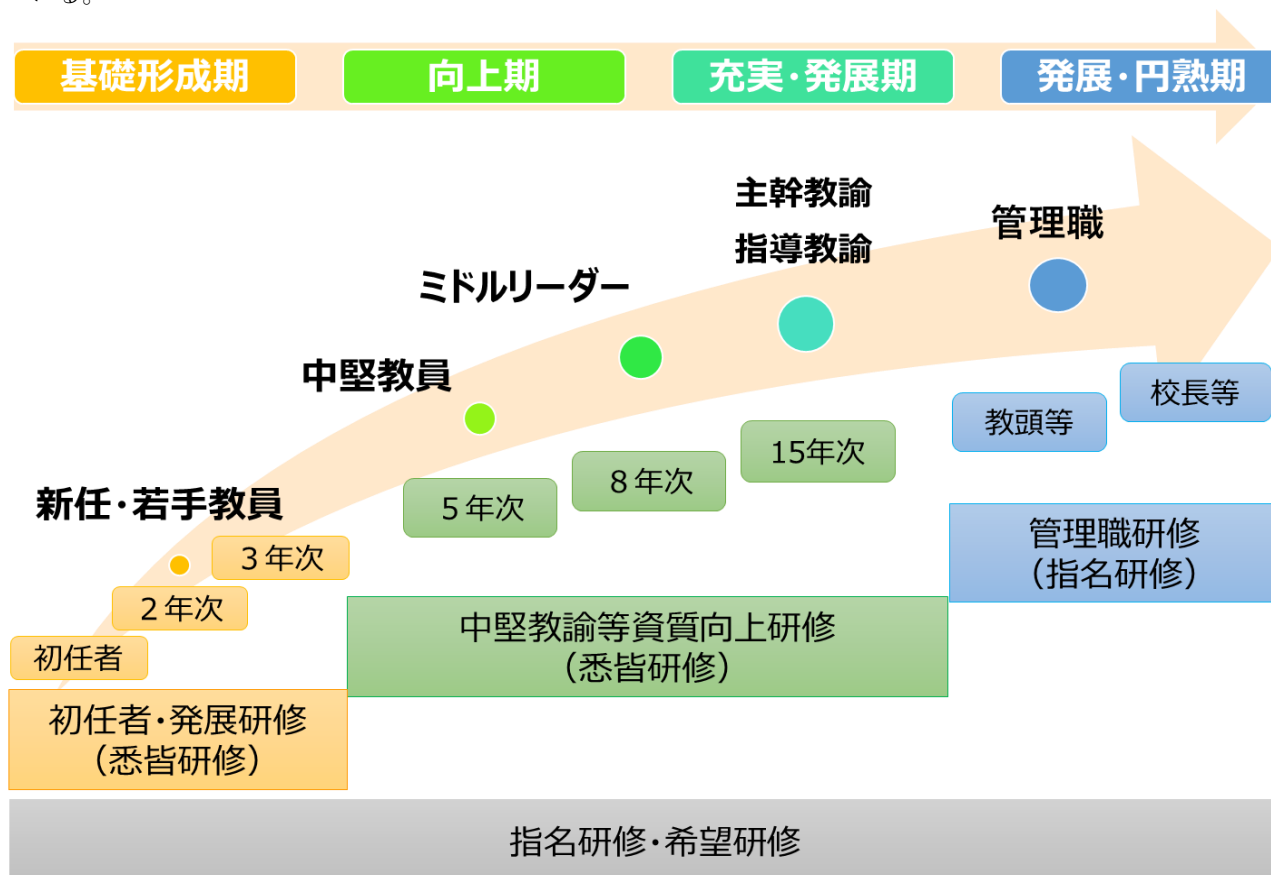
【新規採用教職員数の変遷】

(人)

校種	職種	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼稚園	教諭	1	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0
小学校	教諭	67	99	137	130	90
	養護教諭	3	5	5	3	3
	栄養教諭	0	2	0	1	1
	事務職員	4	3	5	4	4
	計	72	109	147	138	98
中学校	教諭	45	78	91	52	49
	養護教諭	3	2	2	2	2
	栄養教諭	1	1	1	2	0
	事務職員	2	3	2	2	1
	計	53	84	96	58	52
高等学校	教諭	1	0	5	1	1
	事務職員	1	0	1	0	0
	計	2	0	6	1	1
特別支援学校	教諭	6	8	16	18	11
	養護教諭	0	1	0	0	0
	栄養教諭	0	0	0	0	0
	事務職員	0	0	1	0	0
	計	6	9	17	18	11
全体	教諭	120	185	249	201	151
	養護教諭	6	8	7	5	5
	栄養教諭	1	3	1	3	1
	事務職員	7	6	9	6	5
	全計	134	202	266	215	162

(4) 教職員研修の体系

「情熱・指導力・人間力」を備えた信頼される教員の育成には、体系的・計画的な研修の実施および組織的・継続的な校園内研修体制の構築が重要であることから、「堺市教員育成指標」に基づく研修を実施している。



※悉皆研修とは、教育公務員特例法第 23 条及び第 24 条に基づき実施する、初任者・発展研修と中堅教諭等資質向上研修をさす。

※指名研修とは、役職や校務分掌等に応じた職務遂行に必要な資質・能力を育成するために受講対象者を指名する研修をさす。

※希望研修とは、自らの課題等に応じて研修を選択し、受講することができる研修をさす。

<キャリアステージごとの主な研修>

●基礎形成期（経験年数 1 年め～）

教員としての資質	実践力 (授業(保育)づくり)	実践力 (生徒指導)	チームの一員としての マネジメント力
初任者・発展研修、新規採用養護教諭研修、新規採用栄養教諭研修			
☐ 教職員基本研修 ☐ 教職員基本研修 ☐ 新規採用者導入研修 ☐ 人権教育研修 ☐ 堺人権保育フォーラム 等	☐ 小学校授業づくり研修 ☐ 中学校授業づくり研修 ☐ 幼児教育研修 ☐ 小学校理科教材研修 等	☐ 新任支援学級担任研修 ☐ 特別支援教育 E-learning 研修 ☐ デート DV 防止研修 等	☐ 心肺蘇生法実技研修 ☐ アドベンチャープログラム研修 ☐ GIGA スクール 時代の学級づくり研修 等

● 向上期（経験年数 4 年め～）

教員としての資質	実践力 (授業(保育)づくり)	実践力 (生徒指導)	チームの一員としての マネジメント力
中堅教諭等資質向上研修（5 年次、8 年次）			
☐ 人権教育研修 ☐ 堺人権保育フォーラム ☐ 学校保健安全研修 ☐ 応急手当普及員養成研修 等	☐ コーチング型授業デザイン研修 ☐ 幼児教育実践交流セミナー ☐ 学習評価研修 等	☐ 通級指導教室担当研修 ☐ 支援学級担任研修 ☐ 学校教育相談研修 ☐ 日本語指導研修 等	☐ 研修主任研修 ☐ 新任保健主事研修 ☐ 学校 ICT 化担当集合研修 ☐ 人権教育推進担当研修 等

● 充実・発展期（経験年数 11 年め～）

教員としての資質	実践力 (授業(保育)づくり)	実践力 (生徒指導)	チームの一員としての マネジメント力
中堅教諭等資質向上研修（15 年次）			
☐ 人権教育研修 ☐ 堺人権保育フォーラム ☐ 日本語指導研修 ☐ 堺市予防と育成の生徒指導支援システム会議 等	☐ 指導教諭等研修 ☐ 授業改善プロジェクト研修 ☐ 幼保小合同研修 ☐ 中学校理科スキルアップ研修 ☐ 小学校教科担任制推進研修 等	☐ コーチング理論と実践応用研修 ☐ 危機対応研修 ☐ 関係機関連携研修 ☐ ポジティブ行動支援（PBS）研修 等	☐ 主幹教諭研修 ☐ 拠点校指導教員・校内指導教員研修 ☐ 特別支援教育コーディネーター研修 ☐ ウェルビーイング向上研修 等

● 発展・円熟期（管理職）

学校管理職としての資質	学校園経営力	組織マネジメント力
☐ 人権教育研修 ☐ 管理職向けハラスメント防止研修 ☐ システム思考による複雑性理解力向上研修 等	☐ 校園長研修 ☐ 教頭研修 ☐ GIGA スクール管理職等研修 ☐ 高等学校教育研修 ☐ 経験学習リーダーシップ研修 等	☐ 新任校園長研修 ☐ 新任教頭研修 ☐ 食育・衛生管理研修 ☐ 学校管理職マネジメント研修 ☐ 堺版コミュニティ・スクール研修 等

(5) 学校園への指導・支援

- 校園内研修の活性化に向けた指導及び助言
- 経験豊富で力量のある退職校長等からなる専門指導員の巡回・訪問指導による若手教員へのサポート体制
- その他の相談・指導

(6) 学び深化プロジェクト

目的：本市教育の方向性に基づく学校の課題に対して主体的に研修・研究に取り組む教職員を支援することで、教職員が教育実践を省察・改善する力を高め、その成果をこどもの深い学びにつなげる。また、教育データの利活用を促進することで、研究成果の実証性・客観性を高め、成果の全市的な共有・普及を図り、本市の教育水準の向上をめざす。

概要：「校園内研修支援（がんばる学校園）」

各学校園（学校群）が設定する学力向上に関する研修テーマに基づき、外部講師を招聘し、校園内研修の充実を図る。

「教職員研究支援（はばたく教職員）」

各学校園（学校群）が設定する学力向上に関する研修テーマに基づき、先進校等を視察し、校園内研究の充実を図る。

「教育データの利活用等研修会（研究サポート）」

学校園における研修・研究の取組の効果を高めるため、校園内研修支援事業や教職員研究支援事業の支援を受ける教職員が実証的・客観的な視点を学ぶ機会を提供する。

(7) 調査研究事業

- 教育情報・資料を収集し、教育情報室で整理保管
- 各学校園への資料の提供及び教育情報室での相談、指導、支援
- 教育の今日的課題について、適宜、教育情報ネットワーク等を通じて各学校園に配信
- 堺市教科書センターにおける、小・中・高等学校の教科書と学校教育法附則第9条に規定される一般図書の一部の展示と閲覧事務

(8) 教職員人事評価

目的：各教職員が、学校園の組織目標に沿った職務目標を設定し、評価者の指導・助言を受けながら自身の経験や役割に応じた資質・能力の向上に取り組み、組織一丸となった教育課題の解決を図る。

概要：教職員は、年度当初に学校園の組織目標を踏まえた個々の目標を主体的に設定し、目標の達成に向けて職務に取り組む中で能力の向上を図る。また、評価者である校長・教頭等は、日々の教育活動において教職員に指導・助言を与えながら人材を育成し、年度末に教職員の目標の達成状況及び職務遂行過程で発揮された能力を評価する。

評価者は、目標設定時や進捗状況の確認時、また評価結果の開示の際に面談を実施するなど、十分にコミュニケーションを取りながら教職員の資質向上を図り、適正な人事評価を実施する。

(9) 指導力の向上を要する教員への総合対策

目的：堺市立学校園に勤務する教員のうち、指導力の向上を要する者に対して、研修により授業力等を高め、教員としての資質向上を図る。

概要：学校園において、観察・指導、サポート（巡回指導・研修等）を行ったうえで、指導力の向上に関する支援が必要と判断した場合、教育委員会事務局において対応を検討し、専門家会議等の意見を聴いて研修を行う。

(10) 教員の働き方改革の推進

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に、集中的に取り組む重点取組 5 つの柱や取組の方向性、取組の視点、取組項目、目標値を定めた指針として、堺市教職員の「働き方改革」『ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ』を策定した。5 か年で取組を進め、「教職員のいのちと健康を守り、すべてのこどもたちへのよりよい教育の実現」をめざす。

○本市教職員・学校園のめざす姿

- ・「働きがい」と「働きやすさ」を感じる魅力あふれる職場
- ・自ら学び、こどもとともに成長し続ける教職員
- ・社会全体でこどもを支え、笑顔があふれる学校園

○教員への支援の充実

1. 教員業務支援員を配置して対応することで、教員の負担を軽減する。
2. 部活動指導員を配置し、教員に替わって部活動の顧問となることで、教員の負担を軽減する。
3. スペシャルサポートルーム支援員を配置することで、学校内の教室外で学習する児童生徒の支援を行い、教員の負担を軽減する。

○学校園の業務改善の推進

1. 学校徴収金の公会計化の令和 9 年度実施に向けて管理システムを構築する。

(11) 未来をつくる堺の誇り（PRIDE）

目的：不祥事の事例やワークシートを通して、教職員による不祥事の未然防止を図り、教職員としての職務と使命に誇りをもって堺の教育を実践する。

概要：不祥事の概説、事例の概要、管理職や教職員の立場から考えるワークシートなどを掲載し、不祥事について多様な観点から俯瞰的に分析することで、不祥事を防ぐためにはどのような取組が必要なのかを提言している。